

## 「就業規則の改正等について」に関する申し入れ 団体交渉行う!! ①

申2号 3月17日開催

1. 新規採用時の年次有給休暇の付与日数見直しに伴い、現在在籍している社員等の付与日数は、以下の通り  
に取り扱うこと。

①現在在籍している社員等の来年度の付与日数は、改正後の勤続年数に応じた付与日数とすること。

**要求通り実施することを確認!!**

②現在在籍している社員等が、来年度に持ち越す年次有給休暇の日数は、改正後の付与日数を適用すること。

組合

- ・現在在籍している社員等と新規採用者との公平感を保つための要求である。
- ・今年度以前に入社した社員が不利益を被ることがないようにすること。

会社

- ・年休の有効期間は付与日数から2年間であり、有効期間内で増やすことはない。
- ・不公平が生じるとは考えていない。不利益も被ることはない。

2. 功労表彰の新設を行う理由を明らかにすること。また、6等級以上の社員を対象にした理由を明らかにすること。

組合

- ・功労表彰を新設する理由とメリットは？
- ・表彰を受ける社員の基準はあるのか？
- ・5等級までの社員を対象にしない理由は？
- ・副賞はあるのか。

会社

- ・さらなる意欲の向上と活躍を期待するため。
- ・会社発展への貢献度が顕著だった社員。
- ・5等級までの社員には優良社員表彰がある。
- ・勤続15年の社員がいないので、副賞については実施までに設定する。

3. 永年勤続休暇の申し込み方法について明らかにすること。

永年勤続表彰とは、勤続10年、20年、30年において表彰する制度。現段階では10年表彰の実績がある。授与するのは表彰状と副賞(JESSポイント10,000ポイント)である。副賞等を勤続年数において変更するは未定。

組合

- ・それぞれの勤続年数で休暇を付与すること。
- ・有効期間内で分割使用を可能とすること。
- ・申請した休暇は優先されて付与すること。
- ・全社統一した申請用紙や方法をとるのか？
- ・申請の締め切りは前月20日までか？

会社

- ・2日間の休暇を付与する。確認!!
- ・1年間以内で分割して使用できる。確認!!
- ・職場内で柔軟に使用事由を見て判断したい。
- ・全社統一して、欠勤願に使用日を記入する。
- ・毎月1日から20日までの締め切りである。

**職場で使用しやすい環境をつかっていくことを要請し、確認する!!**

4. 永年勤続休暇の有効期間は、採用の日から1年間とすること。また、永年勤続にかかわる基準日は、採用の日とすること。

組合

- ・基準日を設けた理由は？
- ・4月1日以外に入社した社員は翌年まで表彰されなくなる。不公平ではないのか。
- ・翌年の4月1日にならないと休暇を取得できないのは不公平だ。
- ・10年表彰では記念式典はないが、20年表彰などは式典を行うべきではないか。

会社

- ・同日に一斉に表彰することが望ましいため。
- ・10年に達した日に表彰された方が良いという考えも否定しないが、会社として判断した。
- ・表彰者全員を4月1日にすることで、使い忘れを防止できる。
- ・組合側のそのような意見を参考にしていく。